

令和 5 年度委託業務処理仕様書（案）

1 業務の目的

本業務は、七飯町が令和 4 年 10 月に作成した七飯町地域公共交通計画（以下「計画」という。）の基本方針である「住民・事業者・行政が一体となって育てる、より使いやすく、持続可能な公共交通網の形成」の実現に向けて、実証実験の検討、地域住民との意見交換、学識経験者による意識啓発及び関係者へのヒアリングを行い、計画に基づく各施策の実施をより効率的に推進にすることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 町内公共交通網の形成に向けた検討及び実施の支援

令和 5 年 2 月から 5 月まで実施する七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験の分析結果、次号の本町市街地までのより利便性の高い公共交通の実証実験の分析結果及び受託者が他自治体で受託した類似業務のノウハウをもとに、計画の施策を踏まえた検討を行い、必要に応じて実施されたものに対し支援する。

(2) 本町市街地までのより利便性の高い公共交通の実証実験の支援

町内交通事業者により大沼地区内の居住者向けにボランティアで運行されていた通院や買い物などに利用できるバスの利用状況等を基に、本町市街地までのより利便性の高い公共交通の実証実験計画を検討し、実施に関する支援、結果の分析を行う。

(3) 町民意見交換会の支援

協議会が、町内各地区（少なくとも本町地区、大川・大中山地区、藤城・峠下地区及び大沼地区の 4 地区での開催は必須）において、令和 5 年 2 月から 5 月まで実施する七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験及び本町市街地までのより利便性の高い公共交通の実証実験その他の町内公共交通に関する町民との意見交換会を開催するに当たり、会の運営を補助し、各地区の意見を集約の上計画案に反映する。

(4) 町民の意識啓発

前号の町民意見交換会の開催に際し、学識経験者（国土交通省関東運輸局地

域公共交通マイスター 為国 孝敏氏を想定) を招聘し、意見交換の場に加わって直接対話してもらうことにより、町民に対して地域公共交通の確保及び維持、そのための利用促進などを意識啓発する。なお、招聘に係る費用等はすべて受託者において負担する。

(5) 関係者ヒアリング

七飯町の公共交通に関係する交通事業者等に対し、計画に基づく施策への助言及び協力可能性など、事業者の経営状況も含めたヒアリングを実施する。

(6) 協議会の運営支援

受託者は、協議会の会議開催に必要な資料の作成及び意見のとりまとめ、会議への出席、会議内での助言を実施する。また、業務内容の円滑な履行に向けて、協議会と受託者との情報共有を進めるために必要な情報を提供し、十分な回数の協議を行うものとする。なお、協議会の開催回数は、令和5年4月から令和6年3月までに5回程度を想定する。

(7) 打ち合わせ協議

受託者は、本業務の実施期間中において、協議会と緊密な連絡を保ち業務を行わなければならない。なお、打合せ回数は、初回、中間、最終の3回を想定しているが、必要に応じて回数の増減やオンライン会議を活用する等、実施回数及び方法については、協議会と協議の上、決定する。

(8) その他

受託者は、本仕様書の業務内容とかい離のない方法で業務を遂行し、内容を変更する場合は、あらかじめ協議会と協議し、その了承を得るものとする。

(9) 成果品

- | | |
|--------------|----|
| ア 報告書 | 1部 |
| イ 上記に係る電子データ | 1式 |